石綿を取扱う作業等に従事していた方は健康診断を受けましょう

石綿による健康被害が多発しており、今後も増加することが懸念されています。

左にリストアップされている作業に従事していた方は、石綿にばく露している可能性がありますので、最寄りの医療機関にご相談の上、胸部レントゲン検査等による健康診断を受診するようにしてください。受診の際、医師に自分が過去に石綿に係る作業を行っていた旨お伝えください。

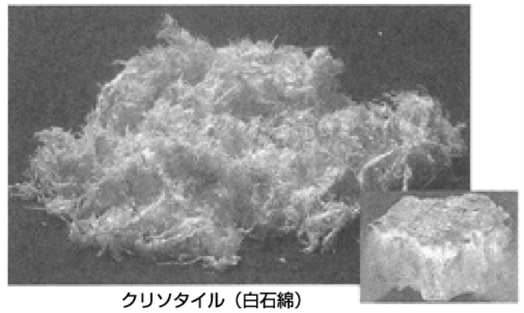

クリソタイル（白石綿）

①石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉砕その他石綿の精製に関連する作業

②倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業

③以下の石綿製品の製造工程における作業

・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品

・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品

・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品

・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品

・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品

④石綿の吹付け作業

⑤耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業

⑥石綿製品の切断等の加工作業

⑦石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業

⑧石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業

⑨石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）、バーミキュライト（蛭石）、繊維状ブルサイト（水滑石））等の取扱い作業

その他、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

「Re・Be ワークセミナー（再就職準備セミナー）」開催。

妊娠・出産・育児または介護を理由として退職し、将来働けるようになった時に再就職を希望する方を対象に「Re・Be ワークセミナー（再就職準備セミナー）」を左記により開催します。

1．日時
9月8日（木）10時～16時

2．場所
こうち男女共同参画センター「ソーレ」
高知市旭町3丁目115
☎873－9100

3．定員
20名

無料労働相談

職場のトラブルでお悩みの方へ

解雇や賃金の引き下げ、いじめやセクシャルハラスメントなど職場でのトラブルの相談をお受けします。

・高知労働局
総合労働相談コーナー
0120－783－722
☎885－6027

・高知総合労働相談コーナー
☎885－6010

・中村総合労働相談コーナー
☎0880－35－3148

・高知県労働委員会
☎821－4645

・高知県雇用労働政策課
0120－610－222

上八川駐在所の移転計画

上八川駐在所は、明治30年に設置され、今年で108年となりました。

現在の場所（昭和54年に移設）は、国道の上方であることから、迅速な出動等に支障をきたしていましたが、本年度末には柚ノ木野の上八川郵便局横に新築移転する予定です。

いの警察署
☎893－1234
上八川駐在所
☎867－2823

たばこを吸わないようにしましょう

石綿を取扱う作業等に従事していた方は、発がんリスクを高めることになるので、たばこを吸わないようにしてください。（石綿にばく露した方が喫煙をした場合、肺がんによって死亡するリスクが50倍以上になるといわれています。）

健康管理手帳制度や労災補償制度があります

健康診断の結果、胸部レントゲン検査で一定の症状がある場合等は、最寄りの都道府県労働局に申請すれば、健康管理手帳の交付を受け、無料で定期的に健康診断を受けることができます。

また、石綿肺、肺がん、中皮腫等を発症した場合には、それが石綿にばく露したことが原因であると認められれば、労災補償を受けることができます。

○健康管理手帳、健康診断、労災補償についてのお問い合わせは…

高知労働局
安全衛生課　☎885－6023
労災補償課　☎885－6025
労働基準監督署
高知　☎885－6031
須崎　☎0889－42－1866
中村　☎0880－35－3148
安芸　☎0887－35－2128

○石綿による健康への影響や治療方法についてのご相談は…

（独）労働者健康福祉機構
高知産業保健推進センター　☎826－6155
香川労災病院　☎0877－23－3111

お礼

いの町2264番地
国際ソロプチミスト土佐様から車椅子を寄贈していただきました。紙上をもって厚くお礼申し上げます。
福祉課

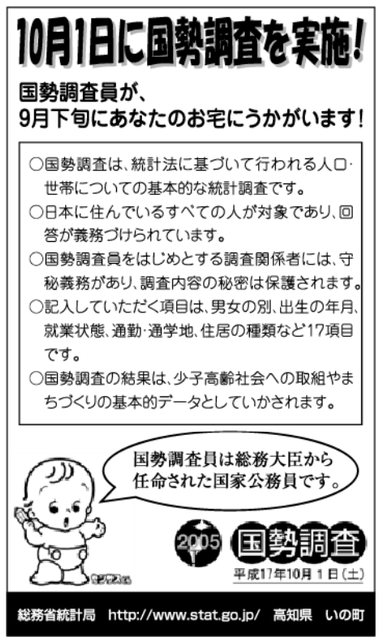

無料調停相談会の開催について

1．目的
無料調停相談会

(1)民事問題
交通事故、金銭
土地建物、公害など

(2)家事問題
離婚、財産分与親権
相続、扶養など

いろいろな悩みごとを、手軽に、早く、安く解決できる調停制度を利用する方法について相談に応じます。（予約不要）

2．日時
10月28日（金）
受付　9時30分～15時30分

3．場所
高知市文化プラザ・かるぽーと小ホール（2階）
高知市九反田2番1号

4．相談担当者
高知地方・家庭裁判所の民事や家事調停委員（弁護士を含む）

5．主催
高知地区調停協会
高知調停協会連合会

6．後援
高知地方裁判所
高知家庭裁判所

問い合わせ先
高知地区調停協会
（高知家庭裁判所内）
☎822－0340　内線133

NO.2

人権擁護委員無料相談のご案内（10時～15時）

伊野地区　9月21日（水）
吾北地区　9月26日（月）

人権擁護委員の連絡先

氏　名	住　所	電話番号
杉本　寛子	いの町６４６６－５	892－2513
尾﨑　千秋	〃　神谷８７１	892－1660
西川田鶴子	〃　天王南３丁目９－１	891－5443
楠瀬　博邦	〃　枝川２８１９	893－1769
宮内　信子	〃　新町２９－２	892－0617
高瀬　科子	〃　波川６１０－３	892－3635
筒井　鷹雄	〃　清水上分１９４	867－2551
曽我　定子	〃　下八川丙６４４－１	867－3224
岡林　瑞子	〃　大森９１－１４	869－2500
伊東　尚毅	〃　長沢２０	869－2267

法務局相談窓口・問い合わせ先
祝休日を除く月曜日から金曜日まで（受付8時30分～17時）
高知地方法務局いの支局
（いの町1290－4）
☎893－0343